

令和3年度 事業計画（福井支部）

※資料に掲載の「KPI」について

KPI（重要業績評価指標）は目標達成度の具体的な計測指標

令和3年度 事業計画（福井支部）

分野	具体的施策等
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p>	<p>1. サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から課題を見だし、迅速に対応する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>KPI：サービススタンダードの達成状況を100%とする KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする</p> </div> <p>2. 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 <p>3. 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 ・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 <p>4. 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。

KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする

(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

KPI：協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

5. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

6. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進

- ・審査手順の標準化を推進する。
- ・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

7. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

	<div data-bbox="524 161 2047 292" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> </div> <p>8. 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <div data-bbox="515 549 2047 632" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.0%以上とする</p> </div> <p>9. 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく健康づくり事業の推進</p> <p>(1) 加入者の健康志向の向上</p> <p>i) 加入者に向けた広報事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メルマガやホームページを充実させ、行動変容につながるタイムリーな健康情報を発信する。 ・協会の事業について、データに基づいた情報によりプレスリリースを行う。 ・無関心層に健康づくりへの関心が浸透するよう、新聞・テレビ・ラジオなどマスメディアを活用して広報を行う。 <p>ii) 事業所を通じたコラボヘルス事業の展開</p> <p>○健康づくり宣言事業（健康経営）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に事業所を訪問し、インセンティブ指標を中心とした健康づくりの取り組みを勧め、健康づくり宣言への参加を勧奨

する。

- ・業態別の健康課題を分析し、業界団体と連携して健康経営を推進し健康度の向上を目指す。
- ・経済団体や市町と連携して、健康経営の地域的な広がりを推進する。

○健康づくり宣言事業所(健康保険委員)の取り組み支援

- ・健診結果により健康度を経年比較できる「事業所健康度診断カルテ」を提供し、これまでの健康づくりの取り組みを振り返りながら、健康課題の改善に向けた取り組みを事業所とともに検討する。
- ・生活習慣の見直しや健康リテラシー向上に資する各種講習会を事業所のニーズに応じて実施できるよう、対面実施やDVD配布、Web配信などで提供する。また、健康課題に応じたポスターを提供する。
- ・チーム単位でエントリーできるアプリを利用して、運動習慣の定着とコミュニケーション醸成を目的とした「事業所対抗ウォーキングラリー」を実施する。
- ・「健康経営優良法人」及び「ふくい健康づくり実践事業所」の認定に向け、各制度の評価項目に適合する取り組み実践を後押しする。

KPI：健康づくり宣言事業所数を900事業所以上とする。

KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を61.5%以上とする。

(2) 疾病予防事業の推進

i) 特定健診受診率、事業者健診データ取得率の向上

- ・健診機関が実施している生活習慣病予防健診の巡回健診を活用する。
- ・事業者健診にかかる同意書提出のあった事業所から着実にデータを取得する。
- ・特定健診の早期受診者に特典クーポンを提供する事業を実施し、受診促進を図る。
- ・健診機関主催の特定健診にかかる集団健診を県内全域で実施する。

KPI：生活習慣病予防健診受診率を 65.6%以上とする

KPI：事業者健診データ取得率を 13.0%以上とする

<参考>被保険者（40歳以上）（受診対象者数：121,303人）

- ・生活習慣病予防健診 受診率 65.6%（受診見込者数：79,575人）
- ・事業者健診データ 取得率 13.0%（取得見込者数：15,769人）

KPI：被扶養者の特定健診受診率を 25.8%以上とする

<参考>被扶養者（受診対象者数：34,135人）

- ・特定健康診査 受診率 25.8%（受診見込者数：8,807人）

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・検診車を利用する事業所を選定し健診当日の特定保健指導を実施する。
- ・特定保健指導が未実施である大規模事業所や健診実施機関を抽出し訪問勧奨をする。
- ・県外の適用事業所に加入する県内在住者を抽出し特定保健指導を勧奨する。
- ・価値を付加した特定保健指導を勧奨する。（被扶養者）
- ・事業所に訪問できなかった指導対象者本人あてに情報通信技術を活用した特定保健指導を勧奨する。
- ・特定保健指導対象者に漫画を活用したわかりやすいパンフレットを作成し利用増加を図る。

KPI：特定保健指導の実施率を 26.0%以上とする

<参考>被保険者（特定保健指導対象者数：19,259人）

- ・特定保健指導実施率 26.4%（実施見込者数：5,084人）
（内訳）協会保健師実施分 22.8%（実施見込者数：4,391人）
アウトソーシング分 3.6%（実施見込者数：693人）

<参考>被扶養者（特定保健指導対象者数：757人）

- ・特定保健指導 実施率 15.6%（実施見込者数：118人）

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨の徹底

- ・福井県医師会との連名による「かかりつけ医紹介はがき」を活用し早期受診を図る。

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・持続血糖測定器を活用して保健指導を実施する。
- ・治療中断者に対して受診を勧奨する。

KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を18.0%以上とする

<参考>未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数3,000人

iv) 喫煙者対策

- ・喫煙者に対し禁煙外来等の情報を提供し、禁煙に対する動機付けを高める。

v) 生活習慣病予防を目的とした歯科受診の啓発

- ・歯周病と生活習慣病との関係や歯周病予防の重要性を周知し、定期的な歯科受診を勧める。
- ・福井県歯科医師会と連携して、事業所へ訪問して歯科健診を実施する。
- ・糖尿病治療者や糖尿病リスク者の重症化を予防するため、歯科受診を勧奨する。

2. 医療給付費適正化の推進

(1) ジェネリック医薬品使用促進などの医療費適正化の広報

- ・ジェネリック医薬品使用割合が低い若年層へ漫画を活用したジェネリック医薬品希望シールを配布し、「こども医療」の制度周知と合わせてジェネリック医薬品の使用を促す。
- ・子育て世代の健康リテラシー向上とジェネリック医薬品使用促進などの医療費適正化を目的に、広報誌を発行する。
- ・お薬手帳の携行を目的としたお薬手帳カバーを福井県薬剤師会と連携して配布し、かかりつけ薬局推進による重複投薬と禁忌服薬の防止、ジェネリック医薬品の使用を促す。
- ・近畿厚生局福井事務所及び福井県保険者協議会と連携して、医療機関、薬局へ「見える化ツール」を配布し、全県的なジェ

	<p>ネリック医薬品使用割合向上を図る。あわせて、医療機関及び薬局に訪問し使用促進を働きかける。</p> <p>KPI：ジェネリック医薬品使用割合を令和4年3月診療分時点で80.0%以上とする</p> <p>(2) 関係協議会等での意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療審議会、地域医療構想調整会議、国民健康保険運営協議会等に積極的に参画し、あるべき医療提供体制や加入者の健康づくりについて、データに基づいた効果的な意見発信を行い、関係機関と広く連携して事業を推進する。 <p>KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を行う。</p>
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>1. 人材育成</p> <p>(1) 定期的なジョブローテーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的業務力の広範囲な習得を図るため、新入職員のOJTと若手職員の業務ローテーションを計画的に実施する。 ・ジョブローテーションを通じて、これまでの業務内容を再点検するとともに、先入観なく発信された問題意識を業務改善につなげる。 ・課題に応じて、関係する職員に対して情報を周知するほか、様々な職員から意見を聴く機会を通じ、業務の連携を図りながら知識とスキルを習得する。 <p>(2) 研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止研修、情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、ビジネススキル研修を計画的に実施する。 <p>2. コンプライアンス</p> <p>(1) マネジメントの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の各事業における個々の役割と責任を明確にしたうえで具体的な目標を設定し、目標管理を通じて事業を計画的に

着実に推進する。

- ・ 日常的なコミュニケーションを通じ、自主性の育成やリスクの感知に努める。

(2) 管理職による点検の実施

- ・ 個人情報保護管理委員会、コンプライアンス委員会を定期的実施し、個人情報保護活動計画及びコンプライアンス推進計画を着実に推進する。
- ・ 定期的な自主点検と月次の確認により、各種規程の遵守を徹底する。

3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 関係業者へ広く公告を周知し、十分な公告期間や履行期間の設定により、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 印刷物の作成や事務作業が大量となるような業務については、事務の効率化を見据え外部委託を進める。

KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について20%以下とする。